

昭和四十年政令第二百五十七号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の

整備及び開発に関する法律施行令

内閣は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第二百四十五号）第二条第七項、第三条第一項、第四条第一項第四号、第十三条第三項、第十六条第一項、第二十四条第三項（同法第二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十五条第一項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項に規定する政令で定める公共の用に供する施設は、公園、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（近郊整備区域建設設計画等の協議の申出）

第二条 府県知事は、法第三条第一項の規定により、近郊整備区域建設設計画又は都市開発区域建設設計画を申し出ようとするときは、申出書に關係市町村長との協議の概要を記載した書面を添えてしなければならない。

（近郊整備区域建設設計画等に定めるべき施設）

第三条 法第四条第一項第八号に規定する政令で定める主要な施設は、通信施設、医療施設、職業訓練施設その他当該近郊整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。

（第四条及び第五条 削除）

第六条 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 造成工場敷地及び公共施設以外の造成敷地等の管理する者が特定しているものがある場合における当該管理者となるべき者

二 公共施設以外の公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの管理者

2 前項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第二十四条第三項に規定する政令で定める者について準用する。

（公告の方法等）

第七条 法第二十六条第二項の公告は、官報、公報その他の所定の手段により行なわなければならぬ。

第八条 法第三十七条第一項の公告は、公報その

他所定の手段により行なうほか、当該公報その

他所定の手段による公告を行なつた日から起算して十日間、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域内の適当な場所に掲示して行なわなければならない。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある

（地方公共団体）

年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・四六に満たない府県、その数値が〇・七二に満たない市又は町村とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある

（地方公共団体）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三十九号) 抄

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成八年三月二一日政令第三十四号)

(施行期日) 平成八年三月二一日政令第三十四号

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、新産業都市建設促進法施行令、工業整備特別地域整備促進法施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

1 この政令は、平成二一年一〇月一九日政令第三十一号) 抄

(施行期日) 平成二一年一〇月一九日政令第三十一号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三二号) 抄

(施行期日) 平成二二年六月七日政令第三二号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三二号) 抄

(施行期日) 平成二二年六月七日政令第三二号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三二号) 抄

(施行期日) 平成二二年六月七日政令第三二号) 抄

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定により市町村が処理することとされる法律

施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第七五号) 抄

(施行期日) 平成一八年三月二九日政令第七五号) 抄

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日政令第七七号) 抄

(施行期日) 平成二〇年三月二八日政令第七七号) 抄

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第四八号) 抄

(施行期日) 平成二一年三月三一日政令第四八号) 抄

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三十日政令第二八号) 抄

(施行期日) 平成二三年八月三十日政令第二八号) 抄

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三十日政令第八八号) 抄

(施行期日) 平成二四年三月三十日政令第八八号) 抄

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二八年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律

いる事務については、同令第十三条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第七八号) 抄

(施行期日) 平成一八年三月二九日政令第七八号) 抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日政令第七七号) 抄

(施行期日) 平成二〇年三月二八日政令第七七号) 抄

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第四八号) 抄

(施行期日) 平成二一年三月三一日政令第四八号) 抄

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三十日政令第二八号) 抄

(施行期日) 平成二三年八月三十日政令第二八号) 抄

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三十日政令第八八号) 抄

(施行期日) 平成二四年三月三十日政令第八八号) 抄

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二八年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

(施行期日) 平成二九年二月一七日政令第三四三号) 抄

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律

二 乳製品(粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品で牛乳に類似する外観を有する乳飲料以外のものをいう。)又はアイスクリーム製造業

三 水産物のかん詰又はびん詰製造業

四 豆粉、甘藷粉又は馬鈴薯粉製造業

五 段ボール製造業

六 化学肥料製造業

七 ソーダ工業

八 カルシウムカーバイド製造業

九 コールタール製品製造業

十 染料中間体製造業

十一 医薬品中間体製造業

十二 合成樹脂又はその可塑物製品製造業

十三 生物学的製剤製造業

十四 火薬類(煙火を除く。)製造業

十五 金屬精鍊業(マーガリン及びショートニングオイルを含む。)製造業

十六 動植物油脂(マーガリン及びショートニングオイルを含む。)製造業

十七 光学ガラス製造業

十八 非鉄金属製造業(非鉄金属製鍊業、非鉄金属精鍊業、非鉄金属圧延業、非鉄金属伸線製造業、非鉄金属合金製造業、非鉄金属鋳物製造業又は非鉄金属ダイキヤスト製造業をいう。)

十九 ボイラーメンテナント

二十 原動機製造業

二十一 農業用機械製造業

二十二 建設用又は鉱山用重機械器具製造業

二十三 金属工作機械製造業

二十四 金属加工機械製造業

二十五 機械工具製造業

二十六 荷役運搬機械(昇降機を除く。)製造業

二十七 動力伝導装置製造業

二十八 軸受又は鋼球製造業

二十九 化学工業用機械製造業

三十 発電機又は電動機製造業

三十一 變圧器類(通信機用のものを除く。)製造業

三十二 配電盤、電力制御装置又は開閉装置製造業

三十三 配線器具又は配線附属品製造業

三十四 電球又は電気照明器具製造業

三十五 電気溶接機製造業

三十六 電線又は電纜製造業

一 乳処理業(牛乳(脱脂乳その他の牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。)又は山羊乳を処理し、又は製造する事業をいう。)

別表

-
- 三十七 電気通信機械器具又は電気音響機械器
具製造業
- 三十八 電子管又は半導体素子製造業
- 三十九 電子応用装置製造業
- 四十 電気計測器製造業
- 四十一 自動車又はその主要部分品製造業
- 四十二 鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車
の用に供する車両又はその主要部分品製造業
- 四十三 鋼製の船舶の製造又は修繕業
- 四十四 航空機又はその主要部分品製造業
- 四十五 医療用機械器具製造業
- 四十六 計量器、測定器 測量機械、理化学機
械、光学機械器具、レンズ又は時計製造業
-